

# インド村落共同体研究についての覺書

——十九世紀におけるイギリス人による諸論考——

荒 松 雄

- 一 まえがき
- 二 十九世紀前半におけるインド村落に関する諸報告について
- 三 十九世紀前半における諸論考とへント M. Elphinstone, H. H. Wilson について
- 四 G. Campbell について
- 五 H. S. Maine の村落共同体論について
- 六 十九世紀後半の状況、および J. D. Mayne について
- 七 B. H. Baden-Powell のインド村落論について
- 八 あとがき

## 一 ま え が き

村落共同体の問題は、現在においてもかなり複雑な内容を提供しており、その規定がさまざまの異つた視点と方法とによつてなされていることは周知のとおりである。最も普通には、ものゝちゆる Markgenossenschafttheorie を

インド村落共同体研究についての覺書

はじめとして、十九世紀以降各地において見出された村落の特徴的な社会的結合への注目と、原始古代社会の歴史的理解の進展から、それを人類社会發展の一定の段階における、いわば歴史的範疇として考察されてきた場合であつて、これを最も明確に体系づけているのはマルキシズム史学であらう。その場合、村落共同体を人類社会の發展の過程において、具体的にはどのように規定し、また位置づけるかということとは、なお問題とされているにもせよ、その理論が、土地の集團的所有から、その解體の過程を通じて土地私有があらわれろという、土地所有關係の段階的規定によつて裏づけられていることはいうまでもない。

しかし乍ら、同じように村落共同体という一つの社会結合の様式に注目しつゝも、以上のような意味における、歴史的範疇としての段階的把握とは一應別個に、いわば近代市民社会との対比において、古い農村的な社会をみるための一つの基準的な型を示すものとして共同体的村落に注目する人達もある。そしてそれは、日本をふくめてのアジア諸社会の、いわば前近代的な社会關係の存在を指摘しつゝ、現実におけるアジア社会の諸矛盾とその進歩の道の探究に努めようとする実践的な意圖をもふくめてなされている。こうした態度は、さきあげた歴史的範疇としての村落共同体理論とは、人類社会の發展をいわば段階的に把握しようとしている点においては、もとより深い関連をもつていふとも考えられよう。そして後者の場合には、なによりも強調されるのは、生活様式Ⅱ生産關係における村落社会の、いわば閉鎖的、あるいは自足的体制である。

ところで、そのいずれの立場から、あるいはまたその他の視点から、いわゆる村落共同体あるいは共同体的村落結合の問題がとりあげられるにせよ、その分析の基盤が、十八世紀末以來、世界の各地において見出されてきたところの、さまざまな村落社会への考察にあることはいうまでもない。そして本稿でとり上げる、インドにおける村落共同

体も、その一つであつたのである。しかし従来、日本においては、いかなる視点からにもせよ、インド村落共同体に言及される場合、その分析の上に築き上げられた結論のみを安易に受入れ、あるいは批判してきた傾向がないでもない。インド研究のわが国における未発達な状態は、それをそのまま許容してきた観がある。だが従来、インド村落共同体は、どのような視点から、どのような問題としてとらえられてきたのであらうか、そしてその実態はいかなるものであり、歴史的にはいかに考えらるべきであらうか。それらについての具体的内容は、わが国では二三の論者を除いては、ほとんどふれられなかつたのである。

インド村落共同体の問題は、その分析の素材を、いうまでもなく主としてイギリス人およびインド人の諸調査、研究に負うている。十八世紀以前においても、断片的な記録は見出され得るにしても、この問題が廣はんに紹介検討されるに至つたのは、主として十九世紀初頭以後のことといえよう。イギリス東インド会社が、ベンゴール・オリッサ・ビハール地方における、いわゆる *Divani* を獲得して以來、インドにおける会社による土地領有が現実的な問題となつていつた。会社の支配が、ベンゴール地方より、數次にわたる、マインール・マラーター戦争をへて、マドラス地方および当時のいわゆる「北インド」に拡大されるに至つて、イギリス人は、實質的支配権力のトレーガーとしてはじめ、インドの廣はんなる諸地域にわたつて、その社会の内部に直接に接触することとなつたのである。そして会社のおかれた事実上の土地領有者としての立場は、いわゆる *Settlement* システムの実施の諸過程を通じて、こうした諸地域におけるインド固有の社会構造の末端にまでふれてゆかなければならない必然性をもつていた。勿論それが支配者としてのある限界をとまなつたことは考えられる。しかし、この過程において、ともかくも、従來の土地所有關係、*revenue* 徴收機構、あるいは自治、自足的な結合關係等を通じての、インド村落の構造も、次第に彼らの眼

に映じていつたのである。

のちに詳細にふれるように、彼らは当初その直面したインド社会の構造を正当には理解できなかった。社会構成をみる場合の彼らにつきまとうイギリス的観念をもつてして、しかもインドの歴史的諸條件にほとんど無知であつた彼らにとつて、それは当然のことであつたであらう。しかし彼らは、それにもかゝらず、自己の眼に一應奇異にうつたインド社会の状態について、その体験と彼らなりの観察とを報告し、またそれに基いて彼らの統治を進めていつたのである。こうして残された資料は、われわれが今日それに接する場合、かなりの批判的態度をもつて臨むことが当然要請されるであらう。とくに現地調査を体験せず、文献的解釈あるいは類推が試みられた場合にはなおさらのことである。こうした批判の餘地の存することは（このこと自体、実は、当時のイギリス人が、いかにインド社会を理解したかという素材をそのまま提供してくれる点で、近代ヨーロッパとアジア社会との接触史上の興味ある資料となるのであるが）、イギリス人によるインド村落共同体に関する資料と研究に接する場合、まず注意さるべき点でなければならぬ。

さらに、イギリス人のインドにおける支配的地位から、そのインド社会観察の視点が制約されていることも、ある場合には充分考慮さるべきであらう。とくに十九世紀前半、インド村落社会を中心とする土地所有 *Revenue* 徴収の調査の多くが、東インド会社による *Settlement* 政策の前提としてされてきたことを思えば、このことはかなり注意される必要がある。（さらにのちに、いわゆるインド帝国の成立以後、イギリスのインド政策の成果の過大評價される傾向が、少なからずあつたということは周知の如くである。こうした反面、本稿では直接問題とならないが、インド人自身による自らの社会に対する理解のあるものが、そのイギリス支配への反抗とナショナルリズムとの立場か

ら、インド社会に固有の諸システムを辯護し、あるいは賞讃する傾向のあることについても、また正当に批判されるべき餘地が充分残されているといえよう。

ところで、さきにも述べたとおり、いわゆる村落共同体に対する範疇的規定はさまざまの視点からなされ得るが、こゝでさしあたつてとりあげられる、イギリス人により用いられたところの村落共同体〈village community〉という語は、一應それらとは別個に、自由に理解されなければならない。のちに述べるとおり、“village community”なる概念は、十九世紀初頭の報告においては、勿論必ずしも一つの歴史的範疇として用いられているわけではない。それは、彼らによつて、インド村落の諸種の結合關係に対して附せられたところの、いわば一つの説明概念であるといえよう。この点は、いうまでもないことであるが、問題の混乱をさけるためにあらかじめふれておきたい。“village community”という概念によつて、インドにおけるイギリスの支配の確立の過程にあつて、彼らがどのような関心から、どのような問題をとり上げようとしたか、ということ自体が、実は本稿で扱われるべき一つの問題でもある。

インド村落の研究は、現実におけるインド社会の把握のための、従つてまたその歴史的構造の解明のための、基本的な問題の一つである。そしてわが国における研究は、まず、従来の研究成果を、問題史的視点から、批判的に攝取しなければならぬのがその現状であらう。本稿は、そうした意味において、私自身のインド研究のための一つの出発点でもあり、その前提的な覚書でもある。しかし本稿でさしあたつて問題とした対象がすでに私自身にとつて不当に老成であり、各論著の紹介もきわめて概括的なものにならざるを得ず、その分析批判の方法も雑然たるものに終らざるを得なかつた。そして紙数の都合上、はじめ予定していた H. Marx のインド論にふれることのできなかつたのも遺憾である。しかし私は、インドにおける土地所有権、およびいわゆる revenue についての、歴史的諸問題につ

ては、あらためて発表したいと思つていたので、本稿にはほとんど述べることのできなかつた各論著におけるそれらの問題についての具体的内容もその機会にゆずることとした。

## 二 十九世紀前半におけるインド村落に関する諸報告について

十八世紀後半に至るまでの、東インド会社による商業資本的「東インド貿易」の形態において、イギリス人がインドとの交渉をもつていた限りにおいては、彼らのインド社会の内部構造への着目も、それ程必要ではなかつたであらうし、せいぜいのところ、好奇心や皮相的觀察の域にとどまつていた。しかし、Plessy の戦をへて、一七六〇年、Burdwan, Midnapur, Chittagong などの諸地方におけるいわゆる Diwani を獲得した東インド会社は、Buxar の戦後、一七六五年、ベンゴール、ビハール、オリッサの廣はんな地方にわたる Diwani を得て、これら地方の事実上の行政管理権を掌握するに至り、實質的な土地領有者としての支配権を獲得するに至つたのである。ベンゴール地方における会社の revenue 徴收の方式は、いわゆる dual administration をへて、従來の徴收請負制度を利用した競賣入札制のさまざまな形態が採用されたのも、ついに Lord Cornwallis の一七九三年三月の“Proclamation”によるいわゆる Permanent Zamindari Settlement において、決定的に固定されたといえよう。従來の仲介商業資本的東インド会社の、土地領有者としてのこうした姿貌の過程において、イギリス人ははじめて切實な問題として、インド社会構造の具体的一面に触れてゆくこととなつたのである。彼らは revenue 徴收者としての現実的利害關係から、ベンゴール地方における従來の土地所有 revenue 徴收關係の実態を知らなければならなかつた。イギリス社会の一般的構

成とは全く異つたインド社会の実態は、当初これに接したイギリス人の理解をはるかに超えるものがあつたことは、当時の諸文献の示すところである。そして、この地方に廣はんに見られた Zamindar を、いわばイギリスの近代的地主の如き地位に固定した一七九三年の決定は、イギリス的な理解の上に強引になされたところの、近代的土有所有關係のインドへの導入の、最初のモデルであつたのである。

一七九三年のこの決定を評して、インド人たる Romesh Dutt が一應稱讃しているのは彼の立場を考えれば、興味あることであるが (R. Ch. Dutt; *The Economic History of India under early British rule* (1901), fifth ed. pp. 95-97)、それはともかくとして、Baden-Powell は「土地の境界をも劃定することなしに、また一回の調査もなしに行われた」(J. S. S. (B. H. Baden-Powell; *Land-systems of British India*, Vol. I, 1892, p. 407. 以下 B. P. *Land-systems* と略稱)、また、このシステムを「無知の果実であるばかりでなく無知の保全者でもあつた」という現代イギリス史学者の評價もある (The Cambridge Shorter History of India, 1934, p. 703)。これらの評價は最も興味ある問題を提供するものではあるが、本稿に関する問題として何よりも特徴的なのは、土地所有 = revenue 徴收關係における Zamindari システムの優越していたベンゴール地方において、しかも徴收額増加による利益を最大の問題と考へ、自らの權威を土着支配権力とすりかえた会社によつて行われたこの施政段階にあつては、イギリス人のインド社会構成への関心も、会社と Zamindar (従來の關係に直せば、そのまゝ国家あるいは地方的支配権力と、中間者・地主的階層) との關係の周辺における問題にとゞまり、村落あるいは社会構成の末端における直接耕作者たる Raiyat 階層にまではおよばなかつたということである。従つて、そこでは、以上の限界内での revenue の性格、それが rent か tax かという問題、土地所有權が国家(君主・地方的支配権力)、Zamindar のいずれにあるか、というような問題はすでにとり上げられてい

る。しかし村落内における生産諸關係、あるいは村落システムの特異な遺制等に向つては、彼らの関心は容易に注がれなかつた。のちにいわゆる「北インド」の調査をした Holt Mackenzie も、その一八一九年七月の覚書の中で、「當時では〔ベンゴールの場合〕、村落共同体およびそれらの持つていた権利についての知識は、ほとんど存在していなかつた」と述べてゐる (B.P. Land-systems, II, p. 16)。

マドラス地方における Settlement の諸形態およびその実施の過程、その間においてイギリス的、近代的意思とインド社会支配の矛盾をよく示してゐるもの Thomas Munro の立場などについて、こゝで全くふれ得ないことは残念である。また支配権力と直接耕作者との直接の關係の從來の形態の上に採用されたいわゆる Raitavari Settlement と、主としてマドラスの Board of Revenue によつて主張されたことゝの Village lease-system の構想にもとくゝわは Village Settlement と称せらるべき方式との対立(これらについてはさうあたり B.P. Land-systems, III, pp. 27-28 参照)も興味あることである。とまれ、マドラス地方における会社の政策の進展の過程において、この地方の村落のシステムと Raitat の生活は、イギリス人の切實な関心をひき、インド社会構成の問題は、支配権力(中間者地主的階層)―村落―直接耕作者という一連の系列において、はじめて問題とされるに至つたといえよう。十九世紀初頭におけるマドラスの Board of Revenue の書簡・報告の類は、この点における貴重な資料であり、なかでも一八一二年の下院特別委員会の第五報告書 (Fifth Report of the Select Committee of the House of Commons, 1812) は最も重要な記録を遺してゐる。さらに T. Munro の觀察も後世に利用されるところであり、またこの間一八〇〇—一〇一年にかけて、ひろく南インド各地に派遣された Francis Buchanan の調査 “Journey through Mysore and southern India,” London, 1807 があつたことも一應を述べ置かう。



当時のいわゆる「北インド」においては、Marquis Wellesley による“Ceded districts”, General Lake による“Conquered districts”等の領有地拡大にもなつて、十九世紀初頭以來、この方面の Settlement 実施も会社の切実な課題となるに至つた。一八〇七年任命の特別委員会の意見、これを支持した総督と、会社理事会の“Revenue Settlement”における Permanent の問題についての意見対立は、最後のマラーター戦争の結果接収された Peshwa の領地においてもまた見られたが、ついに一八二一年以後、Permanent への動きは一應と定められた。この間の事情は Revenue 政策における会社の現実的利益追求の立場をよく示している。Holt Mackenzie が、彼の有名な覚書を提出したのは、以上の如き事情のもとにおける一八一九年七月のことであり、「北インドにおける村落共同体の存在を指摘し」、「村落が調査さるべきことを暗示した」ものであつて (Dutt, I, p. 19) “Baden-Powell によつて”、「北インドの土地所有に関する……近代的知識の出発点でもある」と評價されてゐる (B.P. Land-systems, II, p. 20)°。その結果この地方に採用された Settlement の一形態たるいわゆる Mahajviri Settlement と、マドラスの場合に問題とされた村落を対象としたシステムとの差違についてここで論評する餘裕はない。たゞ前者が、心ずしも「北インド」の村落の社会構造の特質の理解の上になされたものではなく、会社の利害關係によく合致するように立案された点が見逃されてはならないということにだけはふれておきたい。一應村落を revenue 徴収の基点としつゝも、この地方の村落体制が急速に崩されてつたという事実にも、以上のことは明瞭にうかがえるであらう。こうした傾向に対して、総督 W. Bentinck や Charles Metcalfe による、いわば福祉政策的な、インド社会在來の古制保存の思想が強調される。たとえば、Metcalfe は、その一八三〇年の覚書の中で次の如く述べてゐる。

「村落共同体の連合は、……インドの民衆の保全に貢献してきた、と私は考えている。……私はそれ故に、村落

制度が決して妨げられることのないように望むものであり、また私は、それらを破壊する傾向を持つところのすべつてのものを恐れるのである。……」(Dutt, I, p. 387)

インド社会の、ムガールの体制下におけるそれなりの、いわば安定期的秩序と、政策的意図との結びつきが、Metcalie のこの場合には、Munro における矛盾的苦悩とは異なり、古き固有のシステムへの依存、むしろその保存という考え方に割切られている点は注意されるべきであらう。インド村落のメカニズムは、ここでは、この一人のイギリス人の意識の中に、一種の憧憬の念をなまよびおこしている。それはともかくとして、一八三〇年代にはじまる Settlement 改革の具体的な諸過程はここでは省略するとして、ともかくも、「北インド」における統治を通じて、イギリス人は、この地方に強固に残存していた村落共同体の諸システムに接していつたのである。

最終のマラーター戦争(一八一七—一九)の結果獲得されたところの、デカン地方における Peshwa の征服地についての Mountstuart Elphinstone の考察は、「村落社会に対する彼およびその周辺のもの諸調査の結果を総合して、一八一九年十月 "Report on the Territories conquered from the Peshwa" として総督に提出された。(cited in R. Muir; *The Making of British India*……, 1915, pp. 286—290. Dutt, I, pp. 346—352) 種々の点で必ず T. Munro と並び称されてゐる Elphinstone が、Broach, Ahmedābād, Surat, Concan 等の Settlement 施行に當つて提出したつくつかの覚書は、インド民衆の福祉とその古制の保存に彼がいかに努力したかをよく示してゐる (Dutt, I, pp. 353—356)。デカン地方における村落構成と土地所有の特殊な形態とは、右にあげたところの Elphinstone の報告を中心として次第に明らかになされていつたが、それだけにこの地方に対する Settlement 実施の具体的方式の確立は難しく、村落を對象とした Settlement による失敗をくつて、一八三〇—四〇年代に至り数次の再調査の結果、Rajawarā system の

原則に立ち、様々の近代的評價方式をとらなかつた政策が確立されるに至つたのである (B.P. Land systems, II, pp. 212—213)。その間 Chaplin による Deccan, Briggs による Khandesh, Robertson による Poona, Pottinger による Ahmadnagar, Thackeray による Dhārwar 等の諸地方に関する調査報告のやう Goldsmid, Wingate, Davidson 等による諸調査を通じて、ひろくボンベイ州一帯の村落の構造がかなり明らかにされていつたといえるのである。

以上述べてきたように、十九世紀前半、イギリス東インド会社によるインドにおける領土的支配の拡大にともなう Settlement 諸政策実施の進展につれて、インドにおける村落社会構成は、次第にイギリス人の関心をひき、明らかにされていつた。これらの諸報告は、会社の現実的利害関係のもとに施行された諸施策との関連において、あるいはその基礎として、なされてきたのである。それにもせよ、彼らは一体インド村落をどのような視点からどのように理解したのであらうか。以下限られた紙数においてではあるけれどもそれについて一瞥してみよう。

これらの諸報告にまずうかどうことのできるの、インド社会の内的システムにはじめて接し、その、イギリスとは異つた、特異な面にはじめてふれていつた彼らの、新鮮な、生き生きとしたうけとり方である。このことは、いまだ支配者としての安定期的地位に固定されず、未知の征服・併合地において、自ら切実な政策の責任を担当してゆかなければならなかつた当時のイギリス人の、現実の体験の結果によるところが多い。この点は、当時の報告の対象が、主にイギリス支配による変貌を見る以前のインド社会の実態を示しているものと考えられるだけに、一層貴重なものとなつているといえよう。しかし、その反面、これら資料の持つ第一の限界は、それが各地域における Revenue Settlement 実施の基盤としてなされ、従つてその観察が地域的限界を予想させるにもかゝらず、やゝもすれば、そ

れにもとずく考察がインド全域の村落構造の特質として語られている点にあらう（この点では Ephinstone の態度は著しく慎重であるといえよう）。また、それらがイギリス人の視点に立つて解釈している面が当然うかゞえるとはいえ、後代の論著のあるものに見られるような、いわばヨーロッパ的偏見によつてかえつてその實態を見失つてゆくことなしに、インド社会の、彼らにとつてまさに特異なるものとして映つた面を、そのまゝ報告していることは、なによりも彼ら自身の、インド社会自体に接した体験の結果であらう。

彼らの報告が（勿論私の参照し得たのは極めて小範圍であることを承知していたゞいた上で）、村落共同体（*village community*）という語をすでに用ひてゐながら、いわゆる土地の総有あるいは共有によつての、具体的報告があまりなされていないように思えることは、一應述べておく必要があらう。とくに、デカンによつての Ephinstone の報告、Poona 地方によつての Robertson の報告が、過去における共有關係を想定しつつも、現実におひつてのかなりに分解した形態にふれていることは、注意されるべきことである（このことは次節以下で屢々問題とならうし、土地所有権については別に記す予定であるので、ここではこれ以上立入らないこととする）。

これら諸報告が、「村落共同体」あるは「*township*」、「*commonwealth*」などの表現のもとに強調したのは、その内部における自給自足的な生活様式と、内的統治、あるいは支配權力（あるいはその中間者的媒介者階層）との關係、おひつてうかゞうことのできるいわば自治的体制、である。彼らが自らの觀察から、小さな「*commonwealth*」

（*Madras Board of Revenue, 1808, 4, 25, 社書體*）あるは小さな「*republics*」（*Metcalfe*）とすゝ、また「*corporation*」（*Fifth Report*）、「*a body corporate*」（*Robertson's Report, 1821, 10, 10.*）として表現した村落の体制によつての一般的敘述を、次に少しく引用しておこう。（なお、かなりの引用が、田中正義氏「インドにおけるイギリス直接支配成立の

歴史的內容」(東西交渉史論、下巻、三三—四五頁)にあるので、是非参照されたい。

「そしてインドはこのような諸共和國の一つの集合なのである。……彼らは、村落が全く残つてゐる限りは、王國の倒壊や分裂について、いさゝかも憚むところがない。彼らは、村落がどのような権力に移されようとも、あるいはなんびとの手に渡されようとも、少しも意に介することなく、村落内の運営はそのまゝ変えられずに残されるのである。」…… (Madras Board of Revenue 前掲書簡)

「この單純な内政の組織のもとに、この國の住民達は悠久の昔から生きてきたのであつた。諸村落の境界はほとんど變更されることなく、村落そのものは、戦争、飢饉、疫病などにより、時にはそこなわれ、あるいは荒廢を餘儀なくさせられたことさえあつたにしても、その同じ名称、同じ境界、同じ利害關係は、そしてその同じ家族さえもが、何代も何代も存続してきたのである。王國の倒壊や分裂に直面しても住民達は何ら自己の憚みとはしなかつた。村落そのものが残存する限りは、それがどのような権力に移されようとも、あるいはまたいかなる君主の手に渡されようとも彼らは少しもかゝわるところがない。その内部体制は依然として不変のまゝに残されるのである。……」(前掲 Pith Report)

「これらの共同体は、それ自体の中に、一國家のあらゆる要件を精細に包含しており、たとえ他のあらゆる統治体がなくなるにしても、その構成員を保護するにほとんど充分なだけのものを持つてゐる……」(Edinystone 前掲報告書)

「村落共同体はそれ自体の内部に、その欲するほとんどすべてのものを持つており、またいかなる外部との關係からもほとんど独立してゐるところの、小共和國である。それらの村落共同体は、他のなにものも存続し得ない

ところに存続しているかのようである。……」(Metcalfe 前掲覺書)

自足的な、自治的な封鎖的村落社会は、以上の拔萃が示すように、彼らによつて、一應見事にとらえられている。あの K. Marx が、のちにそのインド論の中に描き出したところの。インド社会の永い間の停滞と、さらに國家權力との一應の遊離の關係は、すでにこゝに如実に述べられている。これらの問題についての私自身の考えはこゝでは述べない。それらの見解は、現在までにかかりに公式的に割り切られてきたが、それがさらに再批判されるべき餘地のあることだけはふれておこう。しかし、ともかくも、十九世紀初頭における彼らの切実な體驗は、アジア社会の特徴的な一面を見事にとらえていたのである。

しかし乍ら、彼らの報告の多くは、こうした觀察のみで終つてゐる。さすがに Elphinstone の報告はさらにそれを分析しようと試みているが(このことは次項において敷衍されよう)、現実的政策の基盤として提出された報告書としては、それも当然のことであつたであらう。共同体自体のインド社会構成における地位も、revenue 徴收と土地所有關係の諸問題も、これを歴史的に把握しようとするのは、次の段階にまでまたなければならぬ。そして以上に述べてきた彼らの当面の課題は、そうした歴史的な分析よりは、むしろ現実の Revenue Settlement システムをいかに処さなければならなかつたかというインド支配の切実な問題に、直接に結びついていたのである。

### 三 十九世紀前半における諸論著、とくに M. Elphinstone, H. H. Wilson

#### についで

前節に述べた諸報告と時を同じくして、あるいはその結果を廣はんに利用しつつ、インド村落の問題は、十九世紀

前半におけるイギリス人によるインドに関する諸論著の中に、種々の視点からとりあげられるに至つた。たとえば、一八〇六—一八年にわたつて書かれた James Mill による “The History of British India” がまずあげられよう。この著は、イギリス人によつて書かれた最初の老大なインド史といわれようが、村落構成については、その第二部 *Book II* “of the Hindus” におつて、Hindus の歴史、身分的構成、統治形態、法、revenue、宗教、慣習などについて、かなりにまごまつた敘述の中に、ふれている。しかし、イギリス東インド会社によるインド統治の初期において、しかも直接自らインドに赴かなかつた彼が、その著のヴォリウムの大きさにもかゝわらず、インド社会構成における特質的な村落体制について、かなり平凡な敘述をなすにとどまつてゐることは、むしろ当然といえるかも知れない。この J. Mill の大著に比較するとき、のちに Mill のこの著を刊行して自らそれに補註をほどこし、さらにそれにひきついで “The History of British India from 1805 to 1835” 3 Vols, London, 1844 を著したところの Horace Hayman Wilson は、そのインド社会構成に対する卓越した問題のとりあげ方と敘述において、J. Mill をはるかにしのいでゐるといわれよう。これより少し前に、さきの M. Elphinstone は、後代まで彼の名を不朽にしたところの “History of India” London, 1841 を著わした。この間にあつての關係諸論著には Mark Wills による南インドの歴史的敘述 “Historical Sketches of the South of India” 3 Vols, London, 1810—17 があり、その John Malcolm による “A Memoir of Central India, including Malwa and adjoining Provinces, ……” 1824. 及び James Tod による “Annals and Antiquities of Rajasthan, on the Central and Western Rajpoot States of India” London 1829. の両著は、中央インド、ラーシプターナに関する信頼すべき貴重な記録である。特に後者が数少いこの地方に関する重要な資料であり、またその Richard Jones の著名な地代論における “Ryotrent” 分析の有力なる

基盤となつたことも周知の如くであろう。さきに一八二〇—二六年にかけて（これはむしろさきの報告の類に入るべきものとも思われるが）、東インド会社理事会により、いわゆる India House の revenue および法律関係の文書の選集が刊行されている。その他 John Briggs による "The Present Land-tax in India" London 1830 があり、土地問題に関しては Sykes 中佐によるデカン地方の土地所有についての諸論文 (J. R. A. S., 1835, 36) 等があり、いずれも後代の書によく引用するところである。その他の論著もあるが、以上あげた著名なものも、残念乍ら日本に見出し得ぬものもあり、またすべて讀むだけの餘裕もなかつた。従つて以下においては、特に本稿の問題との関連におして重要と思われる Elphinstone, H. H. Wilson の前掲兩著について、きわめて簡単に述べるとしておこく。

Elphinstone がボンベイ地方においてひろく Revenue Settlement を自ら担当し、初期に提出した報告がすぐれた考察のもとになされていることはすでに述べた。彼はその後ボンベイ知事として困難なインド統治にすぐれた業績も残した。一方、元來医者として会社の任務についでいた H. H. Wilson は、同時にも Asiatic Society of Bengal の Secretary として多面的な活動をなし、サンスクリットの研究にも努力を傾け、あの Kachhar の作品の翻譯や Rig Veda の翻譯をもし、また彼の苦心の結果のサンスクリットの辭典は有名なものである。かくて、彼らの著わしたインド史は、一方においてそれまで公けにされた諸報告の成果と、彼ら自身のインドにおける貴重な体験と調査との上に立つて、後代の史書にはうかがえないところの、インド社会構成に対するどい考察が含まれており、同時に反面、ようやく進展してきたらわば Antiquarian 的な「Indology」の成果を多分に吸収するという、二つの立場からとりあげられている。こうした方法は、インド村落をめぐる諸問題をとりあげるについても、さきの諸報告が考察した問題を、一步進めたものと考えられるのである。例えば村落共同体の土地所有形態を説くに際しても、彼ら



は、これを村落自体の内部における形態の考察にとゞまらず、地主的・中間者層、あるいはその上に直接、間接に位置する支配権力（國家、君主、あるいは地方的土侯）との関連において考察しようとする。例えば、Elphinstone のインド史において、村落内部における、彼のいわゆる Village land-holders と Tenants との關係についてのかなり詳細な敘述は、彼自身のデカンにおける調査の結果であることは疑いをいれないが、同時にそれは全く歴史的な考察をも含んでいる。さきの諸報告が、インド村落の自足的・自治的な封鎖的構造に対して、イギリス的・近代的視点からの特異なものとしての受けとり方を率直に表現したにとゞまるとすれば、これら諸論著は、この問題をより廣はん印度社会の階層的構成との関連において、歴史的に分析しようと企図し、あるいは村落内部構造の分析においても、構成員の間の土地所有と生産關係を通じて身分的支配服従關係までも予想せんとしている。勿論インドのもつ地域的複雑さという限界に対しても彼等は充分の注意をむけようとしている。

しかし乍ら、こうした態度をとつた彼らが、果してインド村落構成の諸問題を、インド社会の特質として正当に把握し得たかどうかは、自ら別の問題である。詳細は別の機会にゆずらなければならないが、共同体に關しても、重要な問題である土地所有權に關して、例えば、Elphinstone の所論にきいてみよう。

「土地における所有權は、土地自身を可能なきときには改変しあるいは破壊し得る權利をとまなうところの、土地の持つ力の、永久的な排他的使用と、絶對的な処分權とに存すると考えられる。これらの諸特權が結合されて、所有權という抽象概念を形成している。それはこれらの諸要素とは異つたいかなる内容をもあらわさないものである。……」(Hist. of India, p. 79)

こうしたいわば近代法的所有權の概念に近いものをもつてしては、インド社会における土地所有の形態は一應それ

りに規定され得るにしても、その背後にある支配権力（君主、國家）——（中間者の階層）——（村落）——直接耕作者の間の、いわばアジア的なヒエラルヒーに媒介された、いなそれが本体であるところのインド的土地保有関係の特質が果して正當に理解し得るであらうか。Ephinstone 自身、こうした方法をもつて考察したのちには、

「……すべて以上のことから、村落共同体と Permanent Tenants のあるところでは、どの關係者にも決して完全な所有權というものはないのである、ということも明らかである。……」（Hist. of India, p. 79）

といわなければならなかつた。いわば近代法的所有權の概念をもつては、処理できない、インド的な（あるいは歴史的な）土地保有關係と、支配從屬關係の特質的構造への理解のための方法こそ重要なものではあるまいか（これについては別の機会に論じたい）。しかし、ともかくも彼が共同体に対する詳細な内部構造（自治・自足的体制）の分析から、土地所有  $\parallel$  revenue 徴收の問題をとり上げ、これを支配権力との関連において理解しようとした問題のとりあげ方はすぐれたものがあるといえよう。

H. H. Wilson は、その補註における廣はんな文献の引用とともに、Ephinstone の分析をさらに進めている。彼は從來の問題をとく手がかりしてまず次の如く疑点をあげて問題の所在を述べている。

「一、土着の政府は、どのような性格において、土地からの revenue を要求してゐたのであらうか。二、彼らの要求するところのものの性格と範圍はどのようなものであつたであらうか。三、それらの要求は、いかなる階級、あるいはいかなる諸階級によつて負担されていたのであらうか。……」（Hist. of Brit. Ind. Vol. III, p. 294）

こうして、まず revenue の性格の分析から問題を解こうとした彼は、当然それが rent か land tax かどう、從來論じられてきた問題、土地所有權の所在、についての廣はんな論を展開する。この場合顯著なことは、彼の識見の

中にある Hindu law および Mohammedan law の問題である。かくて彼はインドにおける Mohammedans の浸透の結果を重視しつゝ、村落共同体の分析においても、その現実、遺制と、その起原の問題を、すぐれて歴史的に考察し、一方、インド社会構成における支配従属の關係をたえず考慮してゆく。その内容は別に詳細に考察されなければならぬが、(ついで乍ら、彼が Tamil 地方における、いわゆる "Mirasi" 的土地保有の形態にふれ乍ら、それに見られる「土地の周期的交換」ということに注目し、"Fictus" をも引用して、ヨーロッパの歴史的土地所有の問題と比較していることは、H. S. Maine のかなり以前であるだけに一應注意されよう)、こうした Wilson の分析は、E. P. Hirstone のそれをも一歩進めたともいわれようし、少くとも後代の村落構成あるいはその土地所有關係についての考察が、全社会構成との関連なしに、それ自体として論じられるか、あるいは觀念的な「起原論」的問題に入り込んでしまつてゐる、という傾きに比するときは、はるかに重要な資料と考察とを含んでゐるものといふ得よう。(そして學問の方法としての分業的作業が、やゝもすれば問題の解釈を狭隘な視野に限定しつゝ不当な跛行的進展をとまなうとき、彼の如き研究は、今日、ある意味での反省をさえわれわれに與えてくれるようである。)

しかし乍ら、当時の地理学、民族学的研究は著しく未開拓であり、Hindu law, Mohammedan law に関する考察も不十分なものがあつた。こうしたことが、彼らの考察の基盤をあるいは誤謬におちいらせ、あるいは平凡なものにしてゐる点のあるのはいうまでもない。しかしこゝでは彼らの具体的敘述の内容の紹介とともに、それらについての批判も一切省略せざるを得ない。そして、彼らの分析の過程と、結論もかなり複雑であり、のちに私が土地所有権および revenue の性格を論ずる場合に当然ふれるべき問題であるので、本稿では、以上のような、かなりあいまいな評價にとどめたわけである。しかし私が強調した点は、以下に述べる諸論著の紹介批判とともに、次第にその意味も

明瞭にされるであらう。

#### 四 G. Campbell について

K. Marx が、そのインデ論を引くとしてしばしば引用してゐる G. Campbell の著書の一つである “Modern India” 1852. 年、私は残念なに見ることができなかった。Campbell (G. Campbell Esq. 1824—1892) は、一八四二年、十八才にして東インド会社社員としてインドに赴いた。彼はとくに、当時の North-West Provinces にながく滞在し、一八四九年の有名人ペンシヤーブ併合ののち、同地に滞在したこともある。Marx のいうところの “Campbell による「インド的共同体の種々の形態の見事な比較」(資本論、第一卷第十二章註六〇長谷部譯) がなされ得たのも、彼が村落的土地所有の最も強固にみられたこの地方における自身の体験に負うところが多くとも考えられる。その著 Modern India は、彼が一八五二年、わずかに二十八才にして書いてものである。しかしその著に接し得なかつた私も、たまたま “System of Land Tenure in various countries. A series of essays published under the sanction of the Cobden Club.” London, 2nd ed. 1870. の中に、彼の宿稿した “Tenure of Land in India” (pp. 149—232) を見出すことができた。(ただし利用し得た版本は第二版であり、初版の刊行年代は判らなかつたが、種々の點からして、この論文は恐らく六〇年代の後半に書かれたものと思われる。インド村落共同体研究の問題史的系譜の點かゞいえば、一八六一年は、あの H. S. Maine の “Ancient Law” の刊行された年であり、また Maine の “Village Communities in the West and East” の刊行は一八七一年であるので、この間の年代的關係はかなり重要なわけなのである。)

この論文は、“Modern India” に比すればかなり短いものであらうが、しかし彼がインド各地を歴任したのちの著作であるだけに、かえつてすぐれたところもあると考えられる。とまれ、私の現在参照し得た Campbell の著は、これにとゞまつてゐるので、以下彼についての紹介と批判も、他日修正されなければならない面もあるかも知れないことを、この際述べておきたい。

この論文の主題は、インド各地における土地所有の諸形態を、イギリスの Revenue Settlement との関連において述べることにあり、いわゆる村落共同体それ自体の問題に関する彼の見解の全貌をうかがうことはできない。しかしその中に彼自身のするどい、また慎重な考察の視点を見出すことはできるのであつて、以下それについて若干の点を述べてみたい、彼は村落共同体にふれて、まず次のようにいつてゐる。

「私が村落「共同体」へ a village “community” について述べるときは、私は、この共同体という語を、普通の英語の意味において用ゐてゐるであつて、現実に財産を共同に保有すること、actual holding of property in common を意味するものとしてではない。インドの村落制度に対して、communism のいかなる形態をも興えることは、最も大きな誤りである。初期において、共同体が、定着して耕作をいとなむようになる以前に、放牧の目的のために、土地がかなりの程度まで共同に保有されており、私有財産が家畜にあつて、土地には認められなかつた、といふことはたしかである。そしてさらに、耕作の目的のために、土地が分割されるに至つたのちでも、再分割によつてその不平等を定期的に調整するという慣習が、かなりに後代まで行われた。しかし、この場合でも、土地が平等に分割されたといふことは決してない。それは、不時の不平等と篡奪とが行われないうちに、祖先からの、認められてゐる割当に従つて再分配されたにすぎないのである。共同体が、さらに定着し、確

立してゆくにつれて、この再分配のことは消滅した。最近の新しい共同体では、……そのことははや行われて

くなくともえよう。……」(Systems……, pp. 159—160)

彼は、インド村落のいわゆる土地共有の問題に論及する場合に、はつきりと過去の事態と現実のそれとを(勿論この場合は、イギリス支配による結果としてではなく)区別して考えている。かくて、現実の村落共同体においては、彼は、土地共有の面よりもむしろ別の面を強調する。彼はつゞいて述べる。

「かくて、村落共同体を共に支えているところのきずなは、財産を共有している団体としてよりは、むしろその内部制度にあるのである。……村落には内政をとりあつかうための一つのシステムがあり、そして、共同体は、その構成員に対してある限界まで統制を行うことを求めているのである。……しかし、これをこえた範囲ではそこには完全な個人的自由があるのである。」(System……, p. 160)

彼は、現実の村落社会における、内的な、封鎖的あるいは自治的なシステムこそ、共同体としての最大の特徴であると考えていた。

Campbell は、インドの各地域における村落制度の、様々の条件による特徴的差異についてもまた、廣はんに見ていたと思われる。イギリス人の知つてゐるところの Eplingstone によつて報告されたあのデカン村落の型は、眞の Hindu 的村落としてはかなりに崩れたものであり、最も“democratic”な共同体的結合は、むしろ、パンジアー地方において見出される、としている。地域的な諸特質を、種族的な生活様式の差異あるいは Hindu 的體制の浸透影響の面から総合的に再検討されるのは、少くとも十九世紀末の B. H. Baden-Powell の研究までまたなければならぬのであるが、すでにパンジアー併合を實現したイギリス人がその地方の村落構造に接して、これについて知るに

至つたことは、インド村落研究史上、かなり重要な点である。その結果、パンジャーブにおける村落社會結合の一つの型が、後代の村落共同體の典型的なモデルの一つとされたことは、のちにもふれるところである。なお、ついで乍ら Campbell が、その用いた "Democratic" の意味は一應措くとしても、村落内政における首長の權威についてなされていることは興味がある、すなわち、彼は、村落内政の面において、いわば合議制的体制の強くないところでは、首長の存在が強力である、ということ述べている (Systems……, 163—164)。彼の考え方が妥当かどうかは別としても、首長の權威の問題が、村落構成の問題の上で重要であることは、のちに Maine から Baden-Powell に至る諸研究を通じて指摘されたところであつた。とくに村落と支配權力(あるいは中間者)との関連における從屬關係の歴史的問題においては、首長の性格の分折はかなり重要であることはいうまでもない。

以上の點から、共同体起原の問題は別としても、彼がインド村落を、過古と現実とを區別しつつも、またそれだけにすぐれて歴史的に考察しようとしたことはわかるであらう。そして、彼が、

「さらに、この国の大部分において、戦争、荒廢、飢饉は、前世紀の間に、多くの共同体を抹擦する結果となつた。……」(p. 162)

と述べるとき、さきに述べた十九世紀前半の諸報告においては、かなり強調されていた、村落共同体の停滞の姿と、さらに支配權力による戦争やその他の外的現象からの遊離・孤立の關係は、彼の場合には、かなり異つた考察がなされているようにさえ考えられるのである。

村落共同体に関する Campbell の簡単な敘述から、彼についてのあまり多くの批判をなすことはこれ以上試みないこととしよう。勿論、土地割替、土地所有關係の歴史的變遷等の具体的問題についての批判は、種々の面から提起さ

れ得よう。しかし、以上の説明からも、彼の村落に対する理解の仕方が従来のイギリス人のそれとは異つて、かなりにするどい點があることはうかゞえるであらう。それと関連して、十九世紀前半においても屢々論じられてきたインド社会における土地所有権の所在という問題についての彼の敘述に、以下少しふれてみたい。

「イギリス支配以前のインドにおいて、土地における私有権が存在したかどうかという、ながい間論争されてきた問題は、決して満足には解決され得ない問題の一つである、何故ならばそれは、他の種々の論争の問題と同様に、その言葉に適用される意味の如何による問題となつてしまふからである。この種の所有権の存在を否定するものは、所有権をある一つの意味において考えている。その存在を断定するものは、別の意味における所有権を考えている。……われわれは、土地における所有権というものは、ある古い制度ではなくして、一つの近代の所産にかゝるものであり、しかも少数の非常に進歩した国においてのみ到達されたものである、ということをやゝもすれば忘れがちである。世界の大部分のところにおいては、大地の個々の部分を耕す権利は、所有権といわんよりは、むしろ一つの特権 (a privilege) というべきものなのである。……」(p. 151)

以上のように述べる Campbell の所論はあの "Ancient Law" の著者の説くところにかなりかに似てゐるようである。この敘述から「近代」に到達し得た一部の世界にのみ妥當さるべき概念をもつて、他の大部分の、いわばおくれた社会を完全に理解しようとすることの一面の危険性について、彼が批判している、と考へてもよさそうである、かくて彼は、土地所有關係と地代支拂の關係とを結びつけて考へ、次のように、いわば條件をつけた上での土地私有権の説明に及んでゐる。

「かくて、慣習的な地代を支拂うということを行ひながらの土地保有の權利という意味においてはならば、私は土



地における私有権も、古くからインドの多くの地方に存在したと考える。」(p. 152)

こうした彼の態度は、次に引用する一節にもうかがえるであろう。彼はインドの“ryot”のあるものが“tenant”と呼ばれてきたことに対して次のように述べている。

「……[ryots を]單に“tenants”という語によつて翻譯することによつて、[彼らの]権利は、それが、イギリスにおける小作人のような地位をもつてゐるものに対して任意に與えられたもの、のようにもうけとられるのである。」(p. 167)

こうした彼の慎重さは、のちのイギリス人がインド社会をながめる場合に、その視点をより廣く柔軟にすることに與つて力があつたであろうし、アジア社会としてのインドを、ヨーロッパ的視點の制約からぬけて把握することに一歩近づいてゐたものとも思われるのである。

勿論、彼のわずかな敘述からこゝに多くを述べることは許されないが、以上にうかがえる Campbell の考察が、Mune 以後のいわば財産起原論的方向、あるいは村落そのものゝ土地所有の詳細な分析に移向してゆく過程と対比した場合、十九世紀前半の、インドにおける生々しい體驗にもとづき、しかもすぐれて歴史的な考察をも試みたイギリス人の一人としてのするどさがあつたことは、充分認めざるを得ない。そしてそれが、十九世紀初期の人達に比しても彼自身のインド諸地域におけるながい體驗と、インド社会の特質的な構造への模さくともいわるべきすぐれた歴史意識とにより、前人の考察を数歩深めている面のあつたことについても、私はとくに注目しておきたいのである。

## H. S. Maine の村落共同体論について

村落共同体、とくにインドのそれについてふれられるとき、まず思い浮べるのは Henry Sumner Maine の名である。その著 "Village communities in the east and west" London, 1871. によつて、インド村落共同体は、ヨーロッパの学界におつて、それほど一般性をもつて新しい脚先の下に立たされたのである。その結果、インド村落共同体は、当時すでに開始されていたいわゆる Markgenossenschafttheorie を基軸とする有名な論争の側面におつて、その共有（總有）論における一つの役割を演ずることとなつたのである。

"Ancient Law" 1861. により、いわゆる歴史法学的立場にたつてすぐれた考察を発表した H. S. Maine は、一八六二年から七年の間インドに滞在し、インドにおける慣習の研究、法律制定、法典編纂等の仕事に従つた。一八六一年の古典的著作の方法と分析の上に、インドにおける彼の研究成果は、一八七一年の前掲 "Village communities" から四年後の "Lectures on the early history of institutions" London, 1875. におつてあらわされたといえよう。

（彼の法学における地位と業績については、内田銀藏氏がその「サー・ヘンリー・メインーイギリス歴史法学の傳統と特色——」（法律時報、一六六號昭和十八年十月より連載）で、かなり詳細に、彼の一般的業績にわたつて、その人物評傳とともに、解説していられる。また、とくに彼の比較法学におけるアジア社会への認識については、島恭彦氏が、その名著「東洋社会と西欧思想」の中に、「英国歴史法学と印度社会の研究」というすぐれた論文を書いていられる。従つて法学に対して門外漢の私が、こゝに下手なデッサンを書き加える必要は、いさゝかもないように思われる。し

かし、Maine がインド村落をいかに把握したかという具体的な敘述については、以上の兩氏の場合あまりふれられていないので、私は以下にそれを少しく補い乍ら、本稿の問題史的視點から、あえて若干の考察を加えておきたいと思ふ。

勿論、Maine の場合には、村落共同体についての内容を詳しく紹介することに彼の目的であつたのではない。内田氏が“*Ancient Law*”の序文をかりていわれるように、「メーンの主たる目的とするところ」が、「むしろこれらの制度の背後にある觀念であり、思想で」あつたといふことは、(法律時報、一六九號、七〇一頁)彼を本稿の問題史的系譜に含めて考察する場合、最も注意さるべき點であろう。彼の問題は、單にインド社会の究明にその終極の目的があつたと考へるべきではなく、インドに現存した村落共同体を、ヨーロッパにおける過去の体制と比較することにより、「西洋の過去が東洋の現在に生きていふこと」(“*Early Law and Custom*”, p. 131 内田氏、前掲書七三頁)を實証して、その歴史法学の一つの基盤とし、西欧的科學の方法と問題に対して反省を試み、同時にヨーロッパとアジアとの「社会進化」の面における歴史的把握を企圖したところにあるといえよう。彼の所論に対する正当なる批判も、従つてまずこうした点に向けられなければならないであらう。

Maine によるインド村落共同体への注目は、すでに“*Ancient Law*”に於いて見られる。彼が、「組織化された家長制的社会であると同時に共同所有者 (co-proprietors) の集合でもある」(p. 25)と規定したインド村落共同体について、「比較さるべきタイプは明らかに、ローマの家族 (Family) ではなくにして、ローマの氏族 (Gens) あるいは家 (House) である」(p. 255)と云う比較的見解、あるはそれとロシアの“*Mir*”との比較、はすでにこの書になされている。しかし、インド村落共同体への認識は、彼の七年間のインド在留を終えてのもの“*Village*

communities” においては、当然のこと乍ら、はるかに詳細となつてゐる。この著においては、インド村落共同体に  
つゞての彼の考察は（もつとも集中的に述べられるのは、Lecture IV. “The Eastern Village-community” pp. 103—  
130 においてである）、Hindu Law に関する分析へとくに Lecture II. “The Sources of Indian Law”, pp. 31—64. の  
上にたてられ、歴史的考察をふくめたインド社会の廣はんな分析との関連の上に企てられてゐるのである。

彼は、イギリス人がインド村落に著しい関心を持ち乍らも、彼らが直接接触したところの、イスラム教的理念とム  
ガールの政策に影響された現実面によつて、その觀察をそこなわれてきた点を批判し、インド固有の（勿論彼のいう  
意味は Hindu 的な意味においてである）法的規範の特質の上にこれを考察すべきことを指摘した。この点は、さき  
にも述べた H. H. Wilson の所論と比較するときには最も興味があるといへよう。Maine はその結果、インドに残  
されてゐる古いシステムを見出すことに努力した。イギリス人による Settlement の過程において、ペンシールある  
いはイドラスで彼らが遭遇した土地所有の形態は、彼にあつては「この国の古きシステム」(Village-communities, p. 106)  
ではなかつた。彼がインドの古いシステムを、すなわち村落共同体の完全な形態を見出したのは、パンジャーブにお  
いてであつた。（このことは村落の古いシステムを問題とする場合、最も重要な問題とならう。のちにわれわれは、  
Baden-Powell によつてなされた Rajasthani 村落のイドラス地方における Dravidia 的形態を見るのであるが、また  
Maine のパンジャーブ村落についての見解をみると、Baden-Powell がこれをむしろ後代の成立と考へてゐるのに  
比して、まさに「古き」の問題が、この兩者において、逆轉してゐるのを見るのである。）Maine は、  
「インドにおける眞実の所有者的なユニットが発見されたのは、イギリスの征服が北西に遠く擴大され、好戰的

な住民達が、……征服されてからのものであつた。……」(Vil. Com., p. 106.)

彼の村落共同体論が、このパンジャブ地方において見出された村落社会についての諸報告によるところが多いことは当然のことであろう。彼自身は G. Campbell の著をも利用しており、それを「恐らく最良にして最も理解し易いもの」と稱讃している。

彼の問題意識からして、インド村落共同体の敘述も、比較論的に展開されてゆく。最も「インド的」な、「村落共同体」を、彼はゲルマン (Germanic) およびスカンジナビアの共同体と比較しつつ論ずる。分割されてはいるがそのすべてが共同体としての慣習に従つて耕作されている "Mark" の存在。"pro indiviso" として、全共同体によつて、牧草のために用いられ、あるいは可耕地としてやがて開墾されるべき荒蕪地 || 共有地の存在、(但し、インドにおいては、この場合、主として耕地としてのちに使用さるべき、いわばその潜在的可能性が重要なものとして指摘される。—VII. Com., pp. 120—121.) despotic な家父長的システムによつて支配される家族からなる村落構成、また慣習によつて運営する村落會議 (Council of Government) の存在 (VII. Com., pp. 107—108.) E.T.C.。そして彼は、インド村落における長老會議において、それが立法的なものではなくして、いわば單に慣習法的な在來の法的規範を宣言するのみであるという事実を強調し(彼はかくして、「インドの村落の慣習より以上に complex なものはないであろう」と、このアジアの社会における慣習の研究の必要と興味とを力説している)、同時にインドの場合、以上の事實が、現存の社会においてそのまま觀察されることを強調することを決して忘れてはいない。さらに彼は、從來強調されてきたインド村落の自足的体制にふれることをも忘れない。彼は、この点についても興味ある類推をさへ行つてゐる。すなわち、「ゲルマンの初期の諸團體も、同じように、自足的であつたであらう」と (VII. Com., p. 126.)。彼の敘述は、決して具体的とはいえない。彼の問題は、インド村落共同体の分析そのものにあるのではなく、まさ

にヨーロッパの過去の共同体的システムとの比較にあるからである。そしてこの「東と西との」比較が、やがて封建化の過程〈process of feudalisation〉（これについての見解が“Village communities”の第五講において主として展開される）においてなされる時、インドはその対象としてほとんど脱落させられてゆく。インドにおける支配権力の実態は、“tax-taking empire”としてそのまま持續されてゆくものとして把握される。彼においては、インドの社会の最も典型的な村落共同体の上に存在する支配権力の性格は、こうした凝固的なものとして捉えられ、インド社会は、ヨーロッパにおける封建化—近代化の過程との対比においては、“stationary society”として理解されてゆくのである。これらについては、すでに島恭彦氏も述べられ、そこに Maine が当初批判したヨーロッパ的偏見にかえて自らおこむ結果となつていつたことについても批判していられる。ロシアの共同体の発展のうちに、ヨーロッパの違った資本主義化とは別の将来を予想したあの H. Mark が「Maine と一應類似した共同体論を持ち乍らも、彼を「Sunner Maine やそれと同じ穴のむじな」(ザスワリッチ著、一八八一年の書簡草稿、マル・エン全集第六卷)といつたのも、Maine の立場とこうした西歐的偏見の一端に対する非難をもこめてのことであつたらうと思われるのである。

ところで、Maine によつてインド村落の姿が、以上のような問題において紹介されて以來、インドの村落共同体はひろく歴史学の中に導入されていつたことは周知の如くである。しかしこゝでは H. de Laveleye 以後の、いわゆる「財産起原論」や「所有権の端緒的形態」についての諸論争についてふれることは一切さげなければならぬ。ここでは、インド、いや廣くアジアの社会の社会構成における特質的一面としての村落の構造の問題は、もはやわれわれの意図する問題としてはとらえられず、少し誇張していえば、單に私有か共有かという問題そのもの、におちてゆく傾向さえないでもなかつた。村落共同体は、土地所有の点でも、全社会構成の問題との関連において論じられること

もなく、またその自治自足的な封鎖的構造もことさらとりあげられる必要もなかつた。ヨーロッパの過去の歴史の実証として Maine によつて提出されたインド村落の姿は、アジア社会としてのインドの理解をはなれて、觀念的論争への奉仕のための一個の資料としてのみ強くとり上げられた。(勿論それが不当だということではない。われわれは、例えば R. Marx のインド論あるいはいわゆる遺稿において、いわば歴史的範疇としての共同体論におけるインドのそれのすぐれたとり上げ方を見るのである)。Sumner Maine のおちいつた西歐的偏見は、こゝでは形を少しく變えて、インド村落の問題のもつ意味の一面を抹殺していつたとさえいえるのではないであらうか。いさゝか私の問題意識の点から不当に誇張するようにうけとられるかも知れないおそれは充分承知の上ではあるが、本稿の問題史的視点から、インド村落共同論の系譜をたどる場合、以上の見解も一應記しておく必要がある。(なお、Maine については、土地所有あるいは地代についての彼の見解もふくめて、他日以上の不満足不完全な見解をより深く再検討したいと思つてゐることを附記しておきたい。)

## 六 十九世紀後半の狀況、および J. D. Mayne についで

十九世紀後半、東インド会社の崩壊、ムガル帝国の壊滅をへて、名実ともに "Indian Empire" が成立してゆく過程において、インドの諸地方は、イギリス権力の手によつて種々の面から調査の対象となつていつた。一八七〇年以降にはとくにその傾向は推進され、いわゆる Settlement Reports, District Manuals, Survey Reports などが、各地域にわたつて次々とあらわれ、また Census Reports, Gazetteers の類も次第に発表されていつた。これらの事實が

インドにおけるイギリス支配の、植民地的政策といかに関連していたかは興味ある問題でもあるが、本稿ではふれない。本稿ですでにいくつか述べてきたところのインド村落に関して従来論じられてきた諸問題も、こうした諸地域にわたつての詳細な資料の出現によつて、地域的限界からやゝもすればおちいつていた誤謬をかなり修正されるに至つたことを、こゝではまず指摘したい。(H. S. Maine のときでさえも、これらの資料の多くはまだ見られなかつた。パンジャープの国境地方の村落に関する報告もまだほとんど刊行されてゐず、North-West Prs. Oudh あるいはパンジャーブの Settlement Report が刊行されたのもその後であり、Central Prs. の Sett. Report も、南インドの Dist. Man. も、Bombay Gazetteer も未刊で、そのあるものがせいぜい同様の Presidency の範囲内でのみ知られてゐたにすぎない状態であつた (B.P. VII. Com., p. 4)。たゞしこれらの基礎的諸資料がその一部を除いてわが国ではほとんど見られないことは最も残念なことである。)

一方、十九世紀後半は、文学、宗教学、言語学、美術史学、考証史学等その他一般にいわゆる Indology の諸領域におけるヨーロッパ人による研究が、著しく進展したときでもある。支配者としての権威を一應確立して、いわば植民地支配の一應の安定期に入つていつたイギリスのインド統治のこの時期に、「Civil Service」としての学者の往來も頻般となり、antiquarian 的なインド研究が著しい進展をみたことも、考えてみれば当然のことであらう。従つて十九世紀後半は、あの William Jones が一七八四年に多大の努力を拂つて Asiatic Soc. of Bengal を創立した当時、あるいは彼とならんで「インド学」における「二人の創設者」といわれるあの Thomas Colebrooke の時代とは比較にならぬほどの進歩を刻した時代といえるのである。こうした點は、例えば、Aryans の移住についての研究をはじめ、インド諸民族の研究についての歴史的究明や、現実のインド在住諸民族についての調査をも促したのであり、



村落システム、土地所有の問題も、例えばのちに於ける Baden-Powell の方法にうがとるるように、こうした面から多くの分析の基盤を與えられている。

一方こうした研究と常に関連しつつ、そして現実のインド統治とくに司法行政の面におつて、Hindu Law, Mohan-medan Law についての研究が進められた。いわゆるマヌ法典や Hindu 法の諸典の研究翻譯の行われる一方、ベンゴール、ボンベイ、マドラス等の High Court の諸報告が、とくに六〇年代以降に、つゞけて出されている。こうした傾向も、村落共同体の、とくに土地所有關係の研究をさらに詳細にしていくたことはいうまでもない。この方面についての私の知識はまだ全く貧困であるが、例えば Arthur Phillips による "The Law relating to the Land-Tenures of Lower Bengal." (Tyagore Law Lectures, 1874—75, Calcutta, 1876. はその一例であらう (この書は見られなかつたが Baden-Powell も、多くの資料の上になされた業績として高く評價している。もつとも彼も、Phillips の方法は、「全く異つた諸地方から集められた各種のきれぎれの報告をつぎあわせ」。「村落は常に Hindu 的なものである」とう觀念に支配され」て、「單一の型の村落システム」しか述べられていず、従つてそうした村落は、「實際に存在するものでもなく、事實過古におつても存在しなかつた」としてかなり痛烈に批判している (B.P., Land-systems, I, pp. 104—105, VII, Com., p. 34)。これはのちに紹介する彼の所論からしても当然の批判であらう。) としてこゝでは、この時代におつて、Hindu Law の研究分野で大きな業績を残した一人である J. Dawson Mayne (彼はヴェラスの Presidency College の法學の教授であり、また High Court の Clerk ともなつた) の著 "A Treatise on Hindu Law and Usage" (1878. (7th ed. 1906.) における彼の村落共同体に關する考察にうつてごく簡単に記して置きたう。

J. D. Mayne の村落共同体についての考察は、この著では第七章 "Early Law of Property" のはじめに述べられ

ている。Hindu Law 解説の立場からとりあげられた彼の考察は、主として所有権の問題に限られており、村落の内の統治システムやその構成についてはほとんどみられしていない。しかし、Hindu Law の研究に専念した彼が、村落内の土地所有形態を、いわゆる Joint-family の問題、あるいは家族における財産の相續・分割等の諸問題との関連において述べていることは、最も注意されるべきことであろう。彼は、インドに存在する所有権の共同的形態を三つに分けて考えた。すなわち、Patriarchal Family, Joint Family および第三の形態としての村落共同体である。彼によればさきの二つの家族形態が、インド全地方の過古から現在にかけて、一般的に存続してきたのに対して、村落共同体は、「Hindustan の北西部」になお残存し、南インドではすでにわずかにその痕跡を辿り得るのみであり、ベンゴールおよび半島部上部地方ではすでに消滅し、これに対して山地帯の諸種族および西岸の一部地方ではこの段階に到達しなかつた、と説明している (pp. 283—294)。Mayne にあつては、しかし乍ら、Patriarchal Family, Joint Family, 村落共同体は、財産の共有の面における別個の範疇として捉えられているけれども、それは必然的な発展の系列あるいは段階を意味するものではない。Patriarchal F. は必ずしも Joint F. に進展するものではない（彼は例えば Kandhs, Nilgiris 等の山地種族、Kols 等の場合をあげている——p. 299）。と同時に Nairs 等の例をあげて、「單一の Joint F. は必ずしも村落共同体に擴大してゆくのではない」（p. 298, p. 296）とも考えている。なるほど、インドにおける財産の共有的關係の中にこの三つの形態の存在は考えられるかも知れない。しかし、Mayne がその二つの家族形態と村落共同体との關係を、具体的にはついに明確に説明することができなかつたように、村落共同体は、これらの家族形態とは、その所有権の共同性において、とくにその結合關係の構造において、同一の説明概念では割り切れないであらうところに、むしろ問題があるのではなからうか。この点、Mayne の場合、以上の三形態の列擧が單なる分類に

終つてゐる感がなすのもなすのである。

村落共同体自體については、彼はとくに「その最も完全な形におゝて見出すことのできる」パンジャープのそれを基盤として、そのものところの三つの特徴的形態におゝて考察してゐる（彼の敘述の資料的基盤が、『Notes on Customary Law as administered in the Courts of the Punjab』 by Boulnois and Rattigan, 1876. に屢々よつてゐることは、この書が H. S. Maine の共同体論のうちに公刊されたものであるだけに、注意すべきであらう。）すなわち Communal Zamindari Village, Pattidari Vil., Bhaidhari Vil. 等がある。第一のものは、パンジャープにその例が見られるように、村落構成員は、「彼らに割り当てられた分前を」「共同財産」として保有する。その分前は、「相續に關する慣習的法によつて」定められてゐる (pp. 294—295)。revenue も、土地からあがる利益もすべて共同財産として各構成員の分前に應じて配分される（念のために彼は共同耕作のことについてはふれてゐない）。第二の段階たる（彼はここでは明瞭に “stage” とする語を用いてゐる）Pattidari Village では「祖先の權利によつて決定され」た、いわば慣習的とりきめにより割り当てられた土地は、各人により管理されており、この村落の形態は、いわばあとの二つの村落の間の過渡的段階を示す（彼は、土地の「再分割」は、「共同的所有と個人的所有の間の過渡的段階」であると考えてゐる (p. 295)。従つて彼は、土地所有關係の歴史的形態については、あきらかに、自身の立場においての共有（割替・再分割）↓私有という系列において把握してゐるように考えられる）。

第三の村落では、祖先との關係、村落の慣習的規制は消滅し、個人的權利は、「相對的なもの」ではなく「絶對的なもの」であり、所有權の点では、あきらかに私有の優越を示している。そして彼の所論において重要なことは、彼が、土地所有關係から考察したこの三つの村落の形態を、家族構成の分裂の過程とそれぞれ對應して理解してゐると

いうことである。こうした点は、その具体的な批判はともかくとして、Hindu Law 研究者としての彼の意圖を明瞭に示しているといえよう。彼は村落制度の起原を、その土地所有の面から、主として共同祖先に由來するものと考へ、村落土地所有者の共有↓私有の分解の過程を、土地所有關係における家族の分裂の形態と並行して考へたのである。そして彼は、以上の村落の諸形態を、具体的にインド各地について示している。しかしこゝでは、こうした面における Mayne の所論の具体的検討を行う余裕はない。

最後に Mayne 自身の所有權に対する考へについて記しておくことは以上の説明をより明確にするであろう、彼は第七章の冒頭において次のように述べている。

「Hindus の所有權のシステムを理解しようと欲する研究者は、イギリス法から引き出されるあらゆる先入觀念を抜け得ることからまずはじめなければならない。それらのものはたゞに不用であるばかりでなく、かえつて誤解に導くものとなるであらう。」(p. 293)

さすがに多年 Hindu Law の研究に従ひ、インド社会との接觸の體驗の深かつた彼は、まず以上のことを述べることを忘れなかつた。彼はまた、次のように述べている。

「イギリスにおいては、所有權〈ownership〉は、一般に單一の、獨立したものであり、無制限のものである。あるいはそれが共同的なもの〈joint〉とも考へられるかも知れないが、それは事實に反するものとならう。またそれは制限されたものであり得ようが、しかしそれは特別の場合、特別の規定のもとにおいてのみのものである。これに反して、インドにおいては、共有權〈joint ownership〉が一般的である。……絶對的な、無制限な所有權、例えば所有者をしてその財産を自己の好むようにすることを可能ならしめるような所有權はむしろ例外

である。西洋においては、個人的財産が一般的のものであり、東洋においては、共同的財産（*corporate property*）が一般的なものである。しかも兩者のシステムの間の差異は、現在では、たゞ直接の正反對の語をもつて表現され得るもののみであるが、兩者が同一の起原を持つていたということも、またかなりに確かなことであろう。たゞしかし、インドにおいては、その過古と現在とが存續してゐるのである。……」（p. 291）

とくにこの最後の敘述においては、Mayne も、ヨーロッパ歴史法学の立場をそのまま繼承してゐるかのようである。しかし彼の場合は何よりも実際に觀察され、現実に適用さるべき *Hindu Law* の理解に、その問題の焦点があつたこととはいうまでもない。H. S. Maine が意圖したるやうに世界史的展望における古代法の問題は、J. D. Mayne において、少しく問題を狭められ乍らも、*Hindu Law* における現実の課題として、Maine 以後の豊富な資料を利用して、深められたといえよう。

しかし彼が、所有権のイギリス法的概念のインド社会への適用に対して警戒した正当さにかゝわらず、また村落共同体と家族形態との一應の連関を考へてしかも歴史的に捉えようとしたにもかゝわらず、それが全社会構成における問題としてとり上げられなかつた点は、彼の所有権の問題を、村落あるいは家族そのものの内的問題として以上にほとんど出でさせなかつたといえよう。この点は Mayne 自身の問題のとらえ方によるにもせよ、本稿の問題史的視点からいふならば、彼以前の所論の中にあるいわば *dynamic* な問題からあまりに收縮されすぎた観がないでもないのである。しかしこの点は恐らく多少評價の基盤を異にする問題であろう。たゞ私は、十九世紀前半においてなされたインド社会構成へのするどい考察の一面が、その後の諸分野の研究の進展により、限られた問題の研究が深化する一方、やゝもすれば見失われがちであることの一端を指摘したかつたまでである。さらに、以上のような限界内の

問題においてにはあるが、インドにおける所有権の共同的形態を、一般的なものとして認め、他の村落形態における所有関係を、その歴史的分解の過程あるいは結果の所産とした彼の所論は、こゝでは具体的に批判することはできないが、次の如くは Baden-Powell の最大の批判の対象となつたところでもある。

## 十 B. H. Baden-Powell のインド村落論について

Baden Henry Baden-Powell (1841—1901) は、一八六一年から一八八九年にわたつて、パンジューブの Civil Service に在勤し、Forest Department に勤務した。彼は同地で数年間にわたり、Chief Court の判事にも任じ、またパンゴールの Civil Service にも関係した。一八九二年に著にも屢々引用した “The Land-systems of British India, being a manual of the land-tenures and of the systems of land-revenue administration prevalent in the several provinces” 3 Vols. Oxford とする、三冊二千余ページにおよぶ著を發表した。この著は、インドにおけるイギリスの土地政策 = revenue settlement を各地域にわたつて詳細に検討し、その基盤としてのインドの土地所有諸形態について考察したものであり、この問題についてかつてなされた最大の研究であり、彼自身の語を借りるならば、「土地所有と revenue システムについての一種の Gazetteer」ともいわれるべきものであり、今日なおその價値の大部分を減じていない。この大著を要約したのが、一八九四年、とくにインドへ赴く英人官吏のために出版された、A Short Account of the Land Revenue and its administration in British India; with a sketch of Land Tenures, Oxford である。これらの研究の上に、さらにインド諸民族に関する調査研究の成果をひろくとり入れて、土地所有

の面における村落構成を分析し、さらに従來の村落共同体論における土地所有關係の論考に対する反論をもふくめて、彼は一八九六年に、“The Indian Village Community, examined with reference to the physical, ethnographic and historical conditions of the provinces; chiefly on the basis of the revenue settlement records and district manuals.” London. を刊行した。さきの著に見える村落論は、こゝに整理擴大されるに至つた。彼にはその他にも若干の著書あり、とくに村落共同体の起原および發展に関する歴史的考察は、別に“The origin and growth of the Village community of India.” にまとめられてゐる。

Baden-Powell の研究、とくに前二著がすぐれて現実的な課題としてとり上げられたことは、いふまでもない。イギリス支配以前のインド各地における土地所有關係の諸形態を考察したのも、この彼の現実的問題の基盤としてあり、村落共同体への注目も、そうした観点からとりあげられたのである。たとえば彼は、最初の大著の中で次のように述べらる。

「……インドにおいて見出されるあらゆる異つた土地所有についての一般的な起原論を提出しようとする企圖を意味するものとして誤解され、うけとられることのないように、私は望んでおきたい。そして、たとえそのような理論が可能であつたとしても、それが現実の土地行政の研究者にとつて、有用であるかは、さらに問題である。」(Land-systems, I, p. 94)

従つて、彼の村落共同体への問題が、主としてその土地所有關係の面に多く向けられたのは当然のことであらう。そして、さきにも述べたような十九世紀末に至るまでのイギリス人による諸調査諸研究の多角的な進展は、彼の研究をそれ以前のものとは比較にならぬほどの深さまで進める一助ともなつたのであつた。

Baden-Powell は、インドにおける土地所有の形態を、所有者の面において、村落の土地と地主の土地 (village estates and landlord estates) とに分けて考察した。(さきにも述べた如く、十九世紀前半のイギリス人のあるもの考察が、支配権力(国家・君主)——中間者階層(地主的)——(村落)——直接耕作者、という一連の系列において問題とされてきた、いわば歴史的把握におけるその重要さには屢々ふれてきた。しかし、いまや、現実の問題としては、十九世紀末すでに名実ともにインドの支配者として君臨しおわつたイギリス権力の地位からは、君主・国家の問題は、その現実的な直接の関心から除外されてもよかつたのである。たゞし、歴史的な問題の把握としては、このことは、自ら別問題であることはのちにもふれるところである。)そして、インドの特徴的**土地保有形態**の考察の対象としては、いわばヨーロッパ的な意味での近代地主的土地所有形態に**対応する後者**、すなわち landlord estates よりは、前者、すなわち Village estates が分析の主要な対象とされたのも当然であろう。そして彼がそのすべての論著を通じて、最も明瞭に指摘したのは、これを、土地所有の形態から、joint or landlord village と、rainyavari village と彼がよんだところの、二つの形態における村落に分類したことである。

彼の考察はこの村落の二形態を基軸として、歴史的研究におよんでゐる。一八九六年の“Village community”ではこの面が強く前面に押出されている。その概要についてはのちにゆずるとして、その結果は、従来の村落共同体論、とくに H. S. Maine 以後のいわゆる共有論への反論を明確に提示することとなつた。たゞ彼の立場は、アジア、ヨーロッパをも含めての、いわば世界的規模における共同体論争に自ら介入せず、その所論をインド社会の問題の限界内においてのみ強調したことは一應注意されよう(前述一三五頁参照)。しかし、インドに関する限り、彼の反論は頑強なるものである。勿論彼は、現実の形態として、さらにイギリス支配以前の村落土地所有関係としての、



共有的事实を否定するのではない。彼は、個人的所有の優越する、彼のいわゆる *raiyatwari village* の土地所有関係が、従来指摘される場合、それが共同体的共有関係の分解の過程ないしは結果であると考えられてきた点を反駁するのであり、これに対して、インドにおいては、共有関係は歴史の後代の發生であり、*Aryans* に対してインドにおける先住民の端諸的土地所有形態は、まさに *raiyatwari village* のそれに照應するものであるとしているのである。この結論の導入において、彼が、インドにおける *Aryans* の移住、定着、発展の歴史、およびいわゆる *Non-Aryan* 諸種族の調査の当時における限りの成果を充分にとり入れていているということは、本稿の問題史的観點からも充分注意しておく必要がある。Baden-Powell の村落論については、わが国では一、二を除いてはほとんど紹介されていなく、かつともよ程である。従つて、以下、彼の歴大な研究の要点を、全く一瞥する程度において、いさゝか述べておきたい。

〔*Joint village* と *raiyatwari village* について〕 彼の村落論は従來の論者の單一な定型化への疑問にはじめられる。「注意されるべき第一の點は、『周知の事實である村落共同体』というような單一の型は全く存在しないということであり、さらに、村落制度は、多大の考慮を拂わずには、……Hindu Law の影響に歸せられるべきではないということである。』(Land-systems, I. p. 105)

「ポピュラーな理論はさまざまの障礙に直面するであろう、もつとも重要なことは、その理論が、到底承認され得ないような、一つの方向に一般化されている、ということである。それは、二つの型の村落——その一は共同あるいは共通の所有権の様相を持ち、他の一はそれを持たないところの——が認めなければならぬという事實を忘れてゐるのだから。」(VII. Com., p. 3)

rajavatari village においては、その語の示すように、土地の共有は、「いかなる意味においても存在しない。」従つて従來の諸説が、「土地の共有」ということを含めた意味において用いた“community”なる語は、嚴密には適用され得ない。彼は次の如くいう。

「その“community”という呼稱は——この rajavatari village の場合には——ある一群の耕作者が、ある場所に定住したときに、……共通の利害關係をもつて、ある慣習によつて結ばれたような關係を示すのに用いられた場合に限つてのみ、正当に適用されるべきである。……」(VII. Com., p. 9)

rajavatari village は、通常は家族勞働による、時として小作人を用ひる individual cultivating holders によつて構成されている。耕作地はそれぞれ独立したものであり、個々の所有者にも村落の共有の觀念は全く存しない。賣買、移讓、入抵当も、各耕作者により自由に行われる (Account, p. 69)。revenue 支拂においても、村民の支拂不能その他の場合においても、各耕作者は、村落民としての連帶責任を負わなす (Land-systems, I, p. 154)。勿論その村落運営の内的機構として、村落の役人、村落に附隨する工人その他は、他の場合と同様に存在している。しかしこの村落に特徴的なことは、首長 (village head) の權威の強いことであり、彼が村落内政において重要な役割を果すことである。しかし、首長は決して全村落の土地所有者ではなす (Account, pp. 67-70)。これらの型の村落は、彼によれば、現実的には、マドラス、ボンベイ、ビラルールおよび中央インドの諸地域に一般的であり、ベンゴールにおいても *miridar* 的な地主的所有の優越する以前には、かつてこの型が支配的であつたらうと述べている。

joint village (彼はある個所では landlord or joint village なる名稱をもつて、よりひろい範疇において、述べてもいるが、ここではそれについては詳しく述べる餘裕がないので、最も重要ないわゆる村落の共有に代表されたも

のについて述べる（）においては、村落構成員は、個々の責任において村落から割当てられた土地を耕作しているが、土地所有の觀念においては、それらはすべて村落全體に属すと考えられている。耕地の賣買、*revenue* 支拂において、村落の干渉が明瞭に行われる。村落構成は、ほとんど *rajasthani* 型と変らないが、役人、とくに首長の性質はかなり異なり、それはこの場合にはむしろ名譽職的であり、その權威も實質的なものではない。そして、「共同團體としての諸事の処理は、……*panchayat* によつて行われる。」(Vil. Com. p. 24) (しかし彼は同時に、共同體の上に位する権力との關係においては後代には、行政上の必要から首長的役割を代行する人物、たとえば村落における *Patil* の区分によつて *kambardar* あるいはそれを統合するものとして *ala-kambardar* が、いわば上部権力によつて、中間者として作出されたことについて述べている—Vil. Com. p. 24—ことは興味ある問題にたらなる。) *Baden-Powell* によつてとらえられたところの、

Provinces	平方 マイル	平方 マイル 1 人口 密度	
Joint villages prevalent	{ The panjāb	110, 667	188
	{ N.-W. Prs.	83, 286	411
	{ Oudh	24, 217	522
	(計).....	218. 170	
Separate ownership or <i>raiyatwari</i> villages prevalent; traces of joint-villages once in existence locally, and from special causes.	{ Bengal	151, 543	471
	{ Bombay and Sindh	77, 275	207
	{ Madras	47, 789	117
	{ Ajmer	141, 189	256
	{ Coorg	2, 711	200
	{ Central Prs.	1, 583	109
	{ Berār	86, 501	125
	{ Assam	17, 718	163
	{ Assam	49, 004	112
	(計).....	575, 313	

インド村落の二つの形態について、これ以上ふれる紙数は許されない。たゞ上に、彼があげた兩型村落の地域的分布の概観の内容を轉載しておく。(Vil. Com. p. 8)

なお彼は現實のインド各地域ごとに、その村落における土地所有關係の面における特質を記してゐるが (Land-systems, I, pp. 177—178) それにつ

してもこゝでは紙數の關係上省略する。

〔土地所有關係におけるインド村落の始源的形態、とくに raivatarai village について〕 以上にその一端を紹介してきた彼の結論を導入した最も特徴的な方法は、Non-Aryan 諸種族に関する調査の利用と、インドにおける Aryan 浸透の歴史的過程とその影響を考慮した點にあらう。彼に従えば、Dravidians をはじめ、他の Non-Aryans 諸種族が、最初に村落を形成した際には、「種族的結合のなんらかの觀念」はあつたにしても、「占有された土地についてはなんらの共同的なものも痕跡も見出されなす。」(VII. Com. p. 9) ちよび、「初期の Non-Aryan 村落」では「荒蕪地が共有され、あるいは土地の定期的割替が行われたと認めらるべき痕跡も全くなす」と述べらる (VII. Com. p. 11)。

彼はこの一つの結論を導き出すために、その前提の一つとして、インドにおける地理的、自然的現象に対する考察を注意深く行い農耕生活と土地所有との關連において論じてらる (『Village community』における第二章 “The Geographical and physical features of India as affecting the movement of agricultural tribes and their forms of land-holding” (pp. 38—75) は、これにあてられてらる)。そしてそれは、次に行われるところの、いわば、民族学的考察 (第三章 “Ethnographical considerations” (pp. 76—126) がそれである) によつて、Aryans, Jats, Gūjars 等後代移住民族に対して、先住民たる Thibeto-Burmans, Kolarians, Dravidians 諸族等について (この分類そのものは、今日ではいろいろな問題があるが、彼の時代においては、当然な限界を示してらる) 説き、定着農耕生活が Aryans 定住以前、先住民の一部によりかなりの程度まで行われていたことに及び、Aryan の浸透定着の歴史的過程における、先住民に対する Hindu 的体制の各方面における影響について考察する。その結果、彼は次の如く述べらる。

「Aryan 的要素に対するほとんど排他的なまでの注意が、その一つの結果として、地主および他の高いカーストのものの財産の保有形態に対する注目を、ほとんど他のあらゆるものを排除してまで、よびおこしたのである。このことから、『村落共同体』——共有村落、すなわち村落土地保有の一種の特殊な型、を意味する——について、あたかもそれが、インドの農業生活の唯一の現象であつたかのように語られるに至つたのである。そしてそうした見地から、この村落の形態こそ、必然的に、primitive な、しかも普遍的なものでなければならぬ、という結論に入らざるを得なかつたのである。」(VII. Com., p. 93)

以上のような前提的諸考察により、起原論の外廓を形成した彼は、次に Non-Aryans, Aryans および後代移住 Mohammedan 諸種族について、その土地保有の慣習の面において詳細な考察を企てる(“Village community”における第四章 “Customs regarding land-holding observed among non-Aryan races” (pp. 130—182) をよび第五章 “The Aryan and later conquering races and their connection with the land” (pp. 183—224) はこれにあつた)。そして Non-Aryan 諸種族における土地所有関係の共同的形態の存在しないことを述べて、彼は次のようにいつてゐる。「もう一度われわれは指摘せざるを得ない。村落における個人的所有は、古く Non-Aryan 種族が最も廣く分布してあり、しかもほとんど[Aryan 的影響に]妨げられなかつたところの諸地方における特徴的なものである。とらうごんぞ。」(VII. Com., p. 183)

さらに彼は、Aryans による Hindu 的體制の確立について述べ、いわゆる joint village の形成の過程に於てゆくのであるが、その際、従来の諸学者により引用論議されたところのマヌ法典の記載に対する彼の見解をも述べてお忘れなす (VII. Com., pp. 204—209; Land-systems, I, pp. 127—129)。そして revenue 徴収のシステムがムガール帝

国統治に負うところの多しのに比して、Mohammedans の浸透によつて、土地の惠與により、あるいは徴收請負制により、新しい地主的階層を生む結果はあつたが、村落の土地所有形態は大きな影響を受けなかつたということにもふれてゐる。いずれにしろ、インド村落の土地所有關係の始源的形態は、彼のやう *rayatwari* 型こそそれであり、少くとも Non-Aryans 諸族の村落においてはこの形態にあつたこと、*joint village* における共有的關係は、Aryans および後代の諸種族の移住、侵入等による多角的な結果に主として由來することを論證しようとしたのである。

〔*joint-village* の形成について〕 彼は以上の論点から、より後代の成立と考へた *joint village* の形成過程についても、大體次の三つに分けて考察する（彼の著によりその間に異同があるが、ここでは主として最後の著 “*village community*” による）。

第一の場合は、種族的または民族的集團による、征服、あるいは平和的移住に定着の形式にはじまり、いわは “*Tribal village*” あるいは “*Clan village*” とも稱せらるゝ *tribe* の (*Account*, p. 92; *Vil. Com.*, p. 31, pp. 225—227) であり、その結合の原則は、種族的あるいは氏族的關係に貫ぬかれてゐる。しかしこの場合は、村落そのものは、むしろ第二義的であり、種族・氏族的結合の地域的範圍がむしろ問題である (*Vil. Com.*, p. 28)。また村落の一部の構成員が、種族（氏族）的結合關係をもつてゐる場合も見られるように、この關係は必ずしも *joint village* の型に導かれる要因ではなから (*Vil. Com.*, p. 227)。少くとも初期の *Dravidians*, *Colarians* の如きは、可耕地の廣はんな存在のために、その結合關係は、むしろ共同開拓などの實際的労働面において強くあらわれ（このことと土地共有との關係について、彼は明確に述べてゐないのであるが）共有觀念は、むしろ後期の *Aryans*, *Jats*, *Gujars* による征服關係の場合に見られ

Non-Aryans の種族(氏族)的結合の強きものでも raiyatwari village を形成したと考へ得ることに、彼は周到にふれてゐる(VII. Com., pp. 225—227, p. 239)(なほこの考察は E. de Laveleye の共同開拓説を批判したのすの Levinsky の所論にも似てゐる)。この第一の方式によるものの顯著な例は、ペンシノーフ国境地方の joint village である(前述一三二頁参照)。そしてこの型に特徴的な財産分割の、彼のさう Bhairachara システムについて興味ある叙述をなしてゐる(VII. Com., p. 28)。

第二の方式は、いわば個人の創設に由來するものである。国家による、土地の個人への惠與、新しくはムガール體制下における revenue 請負制の事実上の地主制化、また支配権力的家族の分解等の場合(例えばムガール朝下の Hindu Rajas あるいは Rajput のあるものが引用される)などがその例であり、その子孫は、家族的相続における慣習的規制により、彼のさうゆる Patidari システム(これについては VII. Com., pp. 29—32; Account, pp. 81—83)に多く従つて、土地を、共有關係において、事実上の分割をする。この型は、United Pts. に最も多く見られるところである(この型については、第七章 “Joint-villages arising from foundation by individuals” (pp. 293—327) 参照)。

第三の場合は、種族(氏族)的結合とも無關係に、一團の移住者が、その支配者に對する關係、あるいは共同防衛、相互援助等の種々の關係から、いわば自ら欲して結合された村落の場合である。(VII. Com., pp. 323—27, p. 28)。これは例えばマドラスの Tamil 地方において、その存在を推定し得る。この地方では、現在は raiyatwari 型が一般であり、joint-village はその痕跡をうかがひ得るにすぎない。分割の方式は前二者とは異つて様々である。またその結合の要因から、かつて共同耕作が行われた場合も考へられる(VII. Com., p. 32)。

Baden-Powell の廣はんにわたる詳細なる論考を手際よく要約するのは、僅かな紙数ではほとんど不可能である。しかし、インド村落共同体の研究史上において、彼の所論が従來の諸論と異なる点は、以上の雜然たる紹介からも少しは知られよう。くり返していうならば、従來の通説的見解（とくに H. S. Maine 以後の）が、インドにおける村落の土地所有關係を、彼のいう意味での joint-village 的形態におよびてのみ把握してきたことを批判し、土地の *dividual cultivating holders* による個人的所有の上になつた *rajawari village* の型の、現實における廣はんな存在を指摘したのであり、さらに通説が、村落土地所有の始源的形態を共有にもとめ、現実的な私的所有をその崩壞の過程ないしは結果として解釋しようとしたのに対して、個人的私有こそ所有の始源的形態であり、インド村落における土地共有關係は、歴史的に、むしろ後代の Hindu, Mohammedan 的要素の様々の影響に結果するものが多いこと、を想定したのである。

彼の方法において、そして以上の結論を導き出すことにおいて最も重要であつたのは、従來の所説にみられなかつたところの、インドにおける Aryans および Mohammedans の浸透の過程を重視したこと、さらにそれと関連してインド先住諸種族に注目したことである。そしてこのことは、十九世紀後半より末葉にかけてのインド研究の諸分野における進展の成果を継承し得た点において、はじめて可能だつたのである。彼によつて指摘されたところの、インドにおける *rajawari village* の（念のためにくり返していつておくが、イギリス権力による Settlement System の結果としてばかりではなく）廣はんな存在の事実と、その歴史的解明は、おそらく簡單には否定し得ないものであり、彼の最大の業績と考えられよう。

しかしこの事実の確認から、彼がさらに歴史的視点からインドにおける土地所有の始源的形態の問題にその考察を



進めたとき、彼の所論は、従来の共有論に対する全面的な反論となつていつた。彼自身、全人類史の意味における財産起源論的問題に参加することに対してきわめて慎重であつた（前述一三五頁）にもかゝらず、これがその論争におけるいわば私有論の有力な根拠としてとり上げられたことは、彼以後の二三の論考をみても明らかである。（そして、この点について彼の詳細な論考における反論については、私は残念乍らいまだまとまつたものを知らない。ゲルマンに関するこの論争が、有名なものとなつては、この Baden-Powell の結論も、同様に批判されるべき点をもつてゐると思うが、それはあくまで、彼の具體的分析の過程と方法について正當に述べらるべきであらう。）本稿では彼自身のこの面での詳論を紹介する余裕はほとんどなかつたが、インド村落の土地所有権の問題を論ずるに當り、彼の方法は果して完全なものといえるのであらうか。所有権の概念、そのもの諸屬性に対する彼の規定は、彼においては必ずしも明瞭とはいえない。近代的所有権と、イギリス支配以前におけるインドの所有に対する觀念の分析もきわめて個別的にしか論じられていない。さらに、集團としての種族（氏族）あるいは村落の結合と、直接耕作者たる家族（個人）との歴史的結合の分解の過程に対する彼の論理はほとんどあいまいである。こうした方法的基盤のいわば、あいまいさは、彼が具體的に、いかに数々の諸種族の土地所有に対する觀念を列挙したとしても、依然として、土地保有における私有か團體的共有かの問題を、決定的には断定し得ない疑点を讀者に與えていることは否み得ないであらう。さらに問題は残されている。村落内における土地所有権の分析のみが、それ自體において完全な結論を導き得るだけの決定性を、果してインド社会の歴史的研究において認め得るであらうか。所有権の所在（インドにおける歴史的な意味での、所有権の概念を一應認めたとして）は、インド社会においては、これとは別の面から、いゝかえれば支配権力（中間者階層）（村落）——直接耕作者の系列における、社会構成の支配、被支配の歴史的構造

との密接な関連において、はじめて正当な把握が可能なのではあるまいか。村落内での土地保有の実態と、支配Ⅱ従属の歴史的権力構成における土地保有関係とは、一應別個の領域と考えられ乍らも、インドにおいては関連しているものであり、むしろその相互関係こそ、いわばアジアの社会としてのインド社会の歴史的特質をとく一つの重要な鍵なのではあるまいか。Baden-Powell の歴史的考察を、こうした視点から考えるときには、少くとも私は、かなりの不満を感じざるを得ないのである。勿論、彼自身の意図と目的からインド村落論を考究した Baden-Powell にとつては、以上の如き観点からの批判は無用であるかも知れない。そして、われわれ自身の視点からインドにおける村落の諸問題を、インド社会構成の歴史的問題として考察しようとするときにはこの不満も許されると思う。勿論彼の残した精力的なこれらの業績が、その詳細な分析において、われわれの研究に寄與してくれるところが多いであろうことも、これまた疑いないところでもあるが。しかしこれらの點についてはいずれ稿をあらためて考えてみたい。

## 八 あとがき

以上、きわめて概括的にであつたが、イギリス人による、十九世紀における、インド村落共同体に関する諸論考について述べてきた。わが国における資料の欠除と私自身の學問的蓄積の貧しさから、以上にとり上げた対象はあるいは群水中の数塊にすぎないかも知れないし、また紙数の制約上その内容の紹介、批判が著しく皮相的なものに終つていることも、遺憾乍ら認めざるを得ない。さらに念のために述べておくが、本稿は決してインド村落研究の系譜における「発展」を認めようと思つたものではない。すでに述べてきたとおり、それぞれの論考の問題の視点その

分析の方法は様々であり、そこに研究史における一つの、いわば発展の、具体的系列を認めることは困難であり、またそう割切することは、以上にあげた諸論考に対する評価を決して正当化し得ないと思うからである。従つて私は、各論考の成立し得た背後の諸條件と、各論考における問題意識とその方法的基盤とを常に問題としてきたのであり、そのため、決してある固定した批判的視点からのみ分析しようと試みたのではない。従つて、そこに系列的な發展史の結論は明確にはなされていないし、またそうする方が、むしろ私の問題としては、正当な方法であると考えたのである。その具體的な意味は、各節において少しづつでも述べられていと思う。そして、そのことは、私が本稿を、一つの問題としてよりは、むしろ他の歴史的諸問題を解明するための前提的覺書として記しておきたかつた事情にもよるところが多いからである。従つて、こゝでは、以上の考察の結論を総合的に叙述することはあえてさけておきたいと考へる。以上の諸論考における、こゝではふれることのできなかつた内容上の具體的叙述あるいは論点は、今後の私の計画している諸問題の解明の中においてふえんされるであらう。たゞそのためにも、いく分はさきの叙述とも重なるかも知れないが、次のことだけは述べておきたい。

インドにおける村落の土地所有の問題が、それ自體のみの問題として理解され得るのは、私の考えによれば、イギリス権力による、インドにおける近代的土地所有關係の導入以後のことに、主として屬するであらう。そして、それ以前においては、村落それ自體の内部における土地保有諸關係の分析は、少くとも歴史學の課題としてなされるべきに、インド社会構成全般との関連において、はじめて十全の理解がなさるべきであらうと考へるのである。狹義の財産起源論的立場からいうならば、歴史における支配Ⅱ被支配の権力諸關係の未分化、あるいは分化の一定の限界の場として、農耕生活それ自體の内部における分析もそのまゝ可能ではあらう。しかし、少くともインドにおける古代社

会から、ムガールの體制に至る歴史の過程においては、村落それ自體の土地保有（あるいはひろく村落社会構成）の問題は、決してそれ自體の分析のみでは完結的とはいえないと思う。それは支配権力（国家・君主）——（中間者階層）——（村落）——直接耕作者という、支配—従屬の一連の系列において、とくにいわゆる *revenue* の問題とも関連して、問題とされて、はじめて十全の理解に到達し得るものであろう。そして、私のこうした考えが、すでに本稿の叙述に当つても、例えば十九世紀前半の諸論考の評価において、屢々その底にあらわれていることはいうまでもない。

また、村落構成の諸問題が、以上の歴史的理解において集中的に表現されるべき土地保有関係においてのみ把握されることによつて、村落構成における他の諸機能、例えばその自治的体制あるいは自足的諸関係が、不当に見失われるということも正当ではない。とくに村落内での土地保有関係における共有か私有かという諸論争が、こうした問題をその背後に後退させたという傾向については、本稿叙述の中でもときにふれておいた。村落内における土地所有の、いわば近代的諸関係の成立の過程においても、インド村落のこうした諸システムが廣はんに残存されていたという問題こそ、すぐれて現実的課題の存する一面でもある。このことは、インド社会を、單に過去の問題として理解しようとするのではなく、現実的なアジア社会の問題として考察しようとするとき、最も重要な課題の一つとなるであろう。

ところで、本稿は、十九世紀末の Baden-Powell の研究をもつて一應終らなければならなかつた。二十世紀以降、インド村落の問題は、歴史的課題としてよりは、すぐれて現実的課題として、とくにインド人自身の手によつて、とり上げられてきている。勿論その中には、本稿の諸論著と関連して、あるいはそれらを批判しつつ、歴史的課題としての村落共同體の問題をとりあげているものもある。しかし私自身の研究の現在の段階においては、未だそれらを充

分にとり上げるまでには到底到つていないし、それらはすべて將來の課題である。インドの地を知らず、インド社會の實態にふれた體驗を自ら持たない私としては、現實的な課題を切實に意識してはいながらも、かえつてそれを自分の頭の中で割切つてしまうことの危険性に對しても躊躇せずにはいられない氣がする。だが、本稿に示したような方法からインド史の課題、いやインドの問題に入つてゆくのも、現在の私にとつて、一つの可能な途ではあり得よう。そして、貧困な内容ではあるがこうした覺書を記すことによつて、私のインド研究の出発点における誤謬をいさゝかでも指摘していただくことができれば、心からうれしいと思うのである。(一九五〇年七月初稿、五一年二月改稿)